

人材開発支援助成金ご活用の皆様

〒985-0843 宮城県多賀城市明月2丁目3-1
(株)PCT 宮城教習所
電話：022-364-6143 FAX：022-364-6678

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

人材開発支援助成金（委託実習コース）の労働局申請提出が電子申請等

可能となっており、教習所の対応について見直し致しました

つきまして、紙の削減も兼ねましてR07.09月受講分より以下の通りと致します。

※外国語通訳付きコースは一部異なります、別途ご連絡します

受付～受講日迄

✎申込書の受講希望日の上、助成金活用の方は【助】に○をして提出先の労働局お知らせ下さい

✎書類送付先住所と会社名・ご担当者氏名を記載した角2封筒（¥180分の切手貼付）を事務所へご提出下さい

✎【領収証】は講習中に受講生にお渡しします

教習所より送付する書類について

【受講最終日より2週間ほどで頂いた返送用封筒にて送付】

☐チェックリスト（宮城県のみ）

☐申請書（建技様式第3号）

☐支給申請内訳書（建技様式第3号別紙1）

☐講習受付後の受講申込書（写し）

☐カリキュラム

※修了証の写しの送付は致しませんので、【労働局】より提出指示がある場合は、会社様にてご準備お願い致します。

※今まで添付しておりました、支払い方法・受取人住所/支給要件確認申立書/年間休日カレンダーの添付は致しませんので、必要に応じて貴社にてご準備下さい。

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）活用は下記【事業主の条件】を確認して下さい

- ✳当教習所に対応している人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）は
【登録教習機関（教習所の事）に事業主（御社）が委託して実施する】助成金です。
下記条件を満たしている中小建設事業主が対象となります。

【事業主の条件】

- ・資本金3億円以下、または従業員300人以下の中小建設企業
- ・R7年度の雇用保険料率・・17.5/1000（内訳：労働者負担 6.5/1000 事業主負担11/1000）
（労働者負担＋事業主負担の料率です。 労災分の料率は含みません）
- ・受講者が被保険者である事
- ・受講料は会社で負担する事
- ・受講期間中の受講者へ賃金を支払うこと（残業代、休日受講分も含む）
等。この他にもあり。

その他提出書類の記入方法や助成される金額等について

詳しくは、労働保険の手続きをした県の労働局またはハローワークへお尋ね下さい。

（宮城の場合は、職業安定部 訓練室 助成金担当 TEL：022-205-9855へ）